

議 事 録

会議名	令和4年度第3回寒川町下水道運営審議会		
日 時	令和4年12月6日(火)午後2時00分～2時30分	開催形態	公開
場 所	寒川町役場 東分庁舎第1、2会議室		
出席者	<p>【委員】横手委員、齊藤委員、和田委員、猿渡委員、大國委員、臼井委員、中内委員、増田委員、郷原委員 (欠席者：青木委員、佐藤委員)</p> <p>【町】黒木都市建設部長、飯田下水道課長、西島副技幹、池田副主任幹、山本副技幹、岡本主任主事、江川主任主事</p> <p>【傍聴者】なし</p>		
議 題	<p>(1) 議事録承認委員の選出について</p> <p>(2) 下水道使用料改定について</p>		
決定事項	(1) 議事録承認委員 齊藤委員		
議 事	<p>1 開会</p> <p>【部長あいさつ】</p> <p>【事務局】本日ご出席の委員は9名で、寒川町下水道運営審議会条例第5条の規定を満たしていることをご報告申し上げます。次に、寒川町自治基本条例第15条による傍聴につきましては、希望者がおりませんでしたので、このまま進めることといたします。</p> <p>では、資料のご確認をお願いいたします。資料は、会議次第、資料1「答申書」、資料2「汚水処理費について」、資料3「経費回収率について」、資料4「負担額一覧」、資料5「意見書案」です。</p> <p>これより議事に入っていくわけですが、ここからの進行につきましては、横手会長をお願いしたいと思います。横手会長、議事の進行をよろしくをお願いいたします。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 議事録承認委員の選出について</p> <p>【横手会長】それでは、次第に基づきまして、議事を進めてまいります。まず、議題(1)議事録承認委員の選出についてです。事務局より説明願います。</p> <p>【事務局】議事録承認委員につきましては、寒川町審議会等の会議の公開に関する規則により、議事録の確認をいただくことになっており、これまでは会長と職務代理者を除く、名簿順でお願いしているところです。前回第2回は佐藤委員にお願いしましたので、今回は齊藤委員にお願いしたいと思います。</p>		

【横手会長】事務局から議事録承認委員として齊藤委員にお願いしたいとありましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか？

～異議なし～

(2) 下水道使用料の改定について

【横手会長】それでは議題2「下水道使用料改定について」です。事務局より説明願います。

【事務局】それでは、議題2「下水道使用料改定について」の説明をさせていただきます。

前回の審議会において使用料改定の説明をさせていただきましたが、より詳細の説明が必要と判断した為、誠に恐縮ですが、再度説明をさせていただきます。

それでは、資料1の「答申書」をご覧ください。

令和3年4月15日付け、当運営審議会からの答申書です。2ページ上段赤線の部分ですが、「社会情勢や経済の動向などに配慮したうえ、令和7年度に経費回収率100%を達成することを目標とされたい。使用者への負担緩和からも令和5年度に13.2%、令和7年度に13.2%の段階的な改定を目指すことが適切である。」となっており、今回、答申内容について検討するものです。

資料2をご覧ください。

汚水処理費の内訳及び収入内訳についての資料となります。

汚水処理費にかかる費用は、公共下水道を利用できる方と出来ない方がいるため、税金で費用をまかなうと、使用していない方も負担することになってしまうため不公平となってしまいます。そのため税金ではなく下水道使用者の方から、使用料金として汚水処理費をまかなうこととしています。

汚水処理費の内訳ですが、令和3年度決算額の約742,000千円に対して、減価償却費が55%、流域下水道負担金が26%、企業債利息9%、維持管理経費が10%となっております。いわゆる固定費である「減価償却費」「流域下水道負担金」「企業債利息」の合計が90%となっております。経費削減をはかるには、維持管理経費の支出を抑制するほかはありませんが、維持管理経費は、汚水管のつまり解消のための清掃費用や汚水管の補修工事費用及び修繕費用、人件費、マンホールポンプの電気代としての光熱水費となっている状況です。この費用を抑制することは、下水道施設に対する管渠の閉塞や修繕に支障をきたし、公共下水道利用者が安心して使用出来ない状況となってしまいます。

下段は、収入内訳となっております。汚水処理費に対して、下水道使用料は76%に留まっており、不足分を一般会計からの補てんでまかなっている状況です。当町では、汚水処理費に対して、受益者負担の原則が成り立っております。

ず、採算性や適正な受益者負担の観点から早急な改善が必要となっています。そのため使用料の改定を実施し、持続可能な経営が必要となります。

それでは、資料3をご覧ください。

経費回収率を100%にするには、どれくらい使用料を改定しなければならないかのシミュレーションとなります。前提条件としまして、使用料収入は、令和3年度決算額を基に、毎月の調定額から推計しております。改定期期については、令和5年及び7年の10月を想定しています。

次に汚水処理費についても令和3年度決算額を基にしておりますが、令和4年度については、「相模川流域下水道事業管理負担金」が電気料金や汚水処理に必要な薬品等の高騰により、寒川町負担分として約2,500万円の増額をしており、令和4年度の汚水処理費を約767,000千円としています。

流域の下水処理場では、水を浄化する為に必要な経費のうち、約90%以上が電気によるものとなっていることから、昨今の電気料金等の高騰による影響を受けているためです。

令和5年度以降につきましては、令和4年度増額分である約2,500万円が、処理場において11月の電気料金から不足するため、一ヶ月分の単価として、2,500万円を3月までの5ヶ月で割り、一カ月約500万円となります。そのため1年分として500万円を12ヶ月で乗じた約6,000万円が、令和5年度の汚水処理費に増額されると想定しまして、約802,000千円と見込んでいます。

また、令和6年度以降についても社会情勢が不透明なため、令和5年度と同額の汚水処理費としています。

改めて上の表をご覧ください。答申書で示された令和5年度・令和7年度に13.2%で改定した場合になります。この場合だと一番右の欄の令和8年度には、下水道使用料703,000千円に対して、汚水処理費802,000千円で、経費回収率は87.7%となります。

下の表をご覧ください。この表は、経費回収率100%を見込んで改定した場合で、令和5年度・令和7年度に23%の改定を行う事により、最終的に経費回収率が100.4%となります。これにより令和3年4月15日に答申を受けました経費回収率100%を確保することが出来ます。

また汚水処理費につきましては、令和5年度以降同額としていますが、令和7年度改定に向けた検討の際には、改定率23%にこだわらず、その時点での社会情勢等により、改定率及び改定額が変更する場合があります。

資料4をご覧ください。この表は23%の改定を実施した場合の負担額を、一般家庭と事業者をモデルケースで示したものです。

2人世帯で2か月に25^m使用した場合は、現在2,593円ですが、改定後は3,190円となり2か月で約597円（1月当たり298円）の増額となります。また500^mを使用する事業者では、現在85,841円ですが、改定後は105,677円となり2か月で約19,836円（1月当たり9,918円）の増額となります。

以上で資料1～4の説明を終わらせていただきます。

【横手会長】 ただいま事務局より説明がありました。使用料改定についてご質問やご意見がありましたら挙手をお願いいたします。

～質疑なし～

それでは、ご意見等がないようですので、質疑を終了し、下水道運営審議会条例第5条第3項に基づき採決をはかりたいと思います。令和5年の改定につきまして、平均改定率23%としてよろしいか、賛成の方は挙手をお願いします。

～全員挙手～

賛成が過半数を超えていますので審議会条例第5条第3項の規定により平均改定率を23%と決しましたので、今後審議会の意見として意見書の作成を行いません。今回、事務局より意見書の案を提示されていますので、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 それでは意見書案について、事務局より作成したものを読み上げさせていただきます。

寒川町公共下水道使用料の改定について。令和3年4月15日の答申において、「社会情勢や経済の動向などに配慮したうえ、令和7年度に経費回収率100%を達成することを目標とされたい。使用者への負担緩和からも令和5年度に13.2%、令和7年度に13.2%の段階的な改定を目指すことが適切である。この際、使用者の過負担とならないよう、審議会を開催し十分な検討のうえ、使用料改定に努められたい。」と答申しました件について、当審議会において慎重に審議を行った結果、令和5年度における使用料改定は次のことから、別表のとおりとします。

公共下水道事業において、汚水処理に係る費用は受益者である使用者からの使用料により賄うことが原則とされておりますが、令和3年度における汚水処理費の公共下水道使用料による経費回収率は76.7%に留まり、不足分を一般会計からの繰入金で補っています。一般会計繰入金で補てんすることは、他の町民サービスに必要な財源に影響を及ぼしています。

公共下水道事業については、人口の減少、施設の老朽化に伴う更新・投資の増大など、経営環境は更に厳しくなることが予想され、計画的な事業運営、経営の健全化が急務となっています。

また、原油高及び円安などによる物価の上昇が、社会経済に影響を与えていますが、公共下水道事業の経営環境も同じく厳しさに直面しています。

今後の公共下水道事業を安定的・持続的に行えるよう、当審議会では、令和5年度の使用料改定を審議してきましたが、物価上昇等による汚水処理費の増加は避けられない状況であります。そのため今後の安定的な事業運営を考えるにあたり、令和5年度の使用料改定を別表のとおりとする意見といたします。

なお、今回の下水道使用料改定に対する意見としては上記のとおりですが、審議会における審議経過を踏まえ、次の内容を付すこととしましたので、今後における事業運営にあたり配慮してください。

(1) 公共下水道事業の経営について

公共下水道事業の経営にあたっては、今後一層の経営努力に努め、独立採算の安定的な公共下水道事業の経営に努めてもらいたい。

(2) 公共下水道への接続促進について

公共下水道事業の投資効果をより高めるため、引き続き未接続者に対するホームページ、広報などでの周知、戸別訪問等による接続の推進に努めてもらいたい。

(3) 公共下水道事業の情報共有について

公共下水道使用料改定については、町民の生活に大きな影響を与えることから、改定の趣旨や内容について、効果的な広報活動を行い、町民の理解が得られるよう努めてもらいたい。

(4) 令和7年度の改定について

令和7年度の改定により経費回収率100%を達成するように、社会情勢や経費の動向を踏まえたうえで十分な検討を行い、使用料改定に努められたい。

以上で「意見書案について」の説明を終わります。今回、こちらについても意見の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【横手会長】今の意見書案の内容について、ご意見等ありますでしょうか。

【郷原委員】(4)を前回の内容に加えていただいて、令和7年度に改定について100%を目指すということをやったので、前回よりわかりやすくていいと思います。ですが、この中で今回の改定率が何%なのかというのがわからない。そのところをホームページ等で周知していただきたいと思います。

【横手会長】見て思ったのが、改定率13.2%からどうなるか、23%という数字がひとつも出ていない。そのところを配慮したほうが、より丁寧さが増すのではないかと思います。他に意見等ございませんか？

～意見無し～

【横手会長】郷原委員からもありましたが、丁寧さを欠くことがないように23%という数字も入れ込んだ形で、後日皆さんに確認をとらせていただくようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議題の(2)は以上で終了となります。

3 その他

【横手会長】事務局から何かありますでしょうか？

【事務局】改定についてのご審議ありがとうございました。委員の皆さまから、前回の審議会において「使用料改定について住民に丁寧な説明を」とのご意見がありました。事務局としまして、改定のチラシ掲載内容についてイメージ案を作成いたしましたので、ご覧いただけたらと思います。

また、先ほどの意見書につきましては、今月の21日頃までに意見等がありましたら事務局の方まで、ご連絡いただければと思います。

今後につきましては、その意見を踏まえたうえで最終的な意見書の案を作成し、書面開催をさせていただきたいと考えています。事務局からは以上です。

【横手会長】以上で本日の審議会の議題は終了しましたので事務局に進行をお返しいたします。

【事務局】横手会長、議事の進行をありがとうございました。以上を持ちまして「令和4年度第3回寒川町下水道運営審議会」を閉会いたします。長時間にわたり、誠にありがとうございました。

資 料

- ・ 会議次第
- ・ 資料1 答申書
- ・ 資料2 汚水処理費について
- ・ 資料3 経費回収率について
- ・ 資料4 負担額一覧
- ・ 資料5 意見書案

議事録承認委員及び
議事録確定年月日

齊藤 幸雄

(令和4年12月13日確定)

令和4年度第3回寒川町下水道運営審議会 会議次第

日 時	令和4年12月6日(火) 午後2時00分から
場 所	東分庁舎第1・2会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 議事録承認委員の選出について

(2) 下水道使用料改定について

3 その他

答 申 書

令和3年4月15日
寒川町下水道運営審議会

令和3年4月15日

寒川町長 木村俊雄 様

寒川町下水道運営審議会
会長 横手 旭



寒川町公共下水道使用料の見直しについて（答申）

令和元年9月12日付け寒下第111号で諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議を行った結果、次のとおり答申します。

公共下水道は、将来にわたり都市の快適な生活環境の実現、公共用水域の水質保全など、私たちの生活に欠くことのできない重要な都市施設です。

公共下水道事業を取り巻く状況は、人口の減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化に伴う更新・投資の増大など、公共下水道事業をめぐる経営環境は厳しさが増しつつあり、計画的な事業運営、経営の健全化が急務となっています。

公共下水道事業において、汚水処理に係る費用は受益者である使用者からの使用料により賄うことが原則とされておりますが、平成30年度における汚水処理費の公共下水道使用料による経費回収率は75.7%に留まり、不足分は一般会計からの繰入金で補っている現状です。

今後の経営環境の変化に対応し、公共下水道事業を持続的に行えるよう、経費節減、接続促進等の経営努力、経営の健全化、安定化に向け、適正な受益者負担の観点から、公共下水道使用料の改定はやむを得ないことと判断したものであります。

以上のことを踏まえ、当審議会では、持続的に適正な公共下水道運営を実施して行くために、寒川町公共下水道事業経営戦略、近隣自治体の状況等を鑑み、平均改定率5.6%となる改定を別表のとおり答申いたします。

算定期間は、令和3年10月から令和6年度末とし、改定期間については、令和3年10月から適用することが適当と考えます。

また、今後の使用料改定にあたっては、継続的に経営状況と財政状況を検証し、

社会情勢や経済の動向などに配慮したうえ、令和7年度に経費回収率100%を達成することを目標とされたい。使用者への負担緩和からも令和5年度に13.2%、令和7年度に13.2%の段階的な改定を目指すことが適切である。

この際、使用者の過負担とならないよう、審議会を開催し十分な検討のうえ、使用料改定に努められたい。

なお、今回の諮問事項に対する答申は上記のとおりですが、委員会における審議経過を踏まえ、次のとおり意見を付すこととしましたので、今後における事業運営にあたり配慮してください。

付帯意見

(1) 公共下水道事業の経営について

公共下水道事業の経営にあたっては、効率的な運営を常に意識し、今後一層の経営努力に努めるとともに、独立採算の確立を目標とした公共下水道事業の経営に努められたい。

(2) 公共下水道への接続促進について

公共下水道事業の投資効果をより高めるため、引き続き未接続者に対しホームページ、広報などでの周知、戸別訪問等による接続の推進を図り、未接続者の減少に努められたい。

(3) 公共下水道事業の情報共有について

公共下水道使用料改定については、町民の生活に大きな影響を与えることから、公共下水道使用料の仕組み、財政状況などを、積極的に広報などを活用し、町民の理解が得られるよう努められたい。

以上

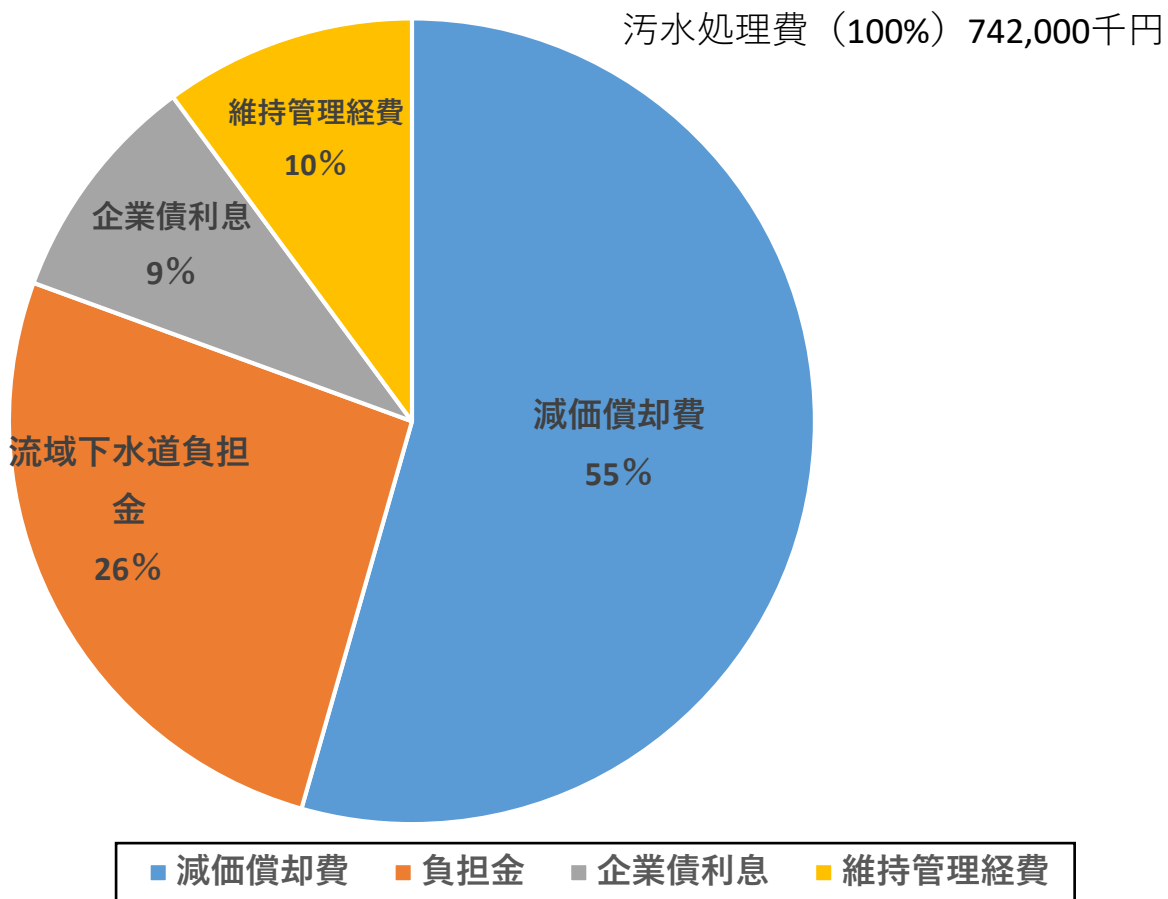
(別表)

公共下水道使用料設定

(1か月あたり：税抜き)

種別	区分	排水量	現行	改定後
一般汚水	基本料金	8立方メートル以下の分	707円	747円
	従量料金 (1立方メートルにつき)	8立方メートルを超え 20立方メートル以下の分	91円	96円
		20立方メートルを超え 50立方メートル以下の分	108円	114円
		50立方メートルを超え 100立方メートル以下の分	142円	150円
		100立方メートルを超え 200立方メートル以下の分	160円	169円
		200立方メートルを超え 300立方メートル以下の分	176円	186円
		300立方メートルを超え 500立方メートル以下の分	188円	199円
		500立方メートルを超える分	205円	216円
		公衆浴場 汚水	排水量	1立法メートルにつき

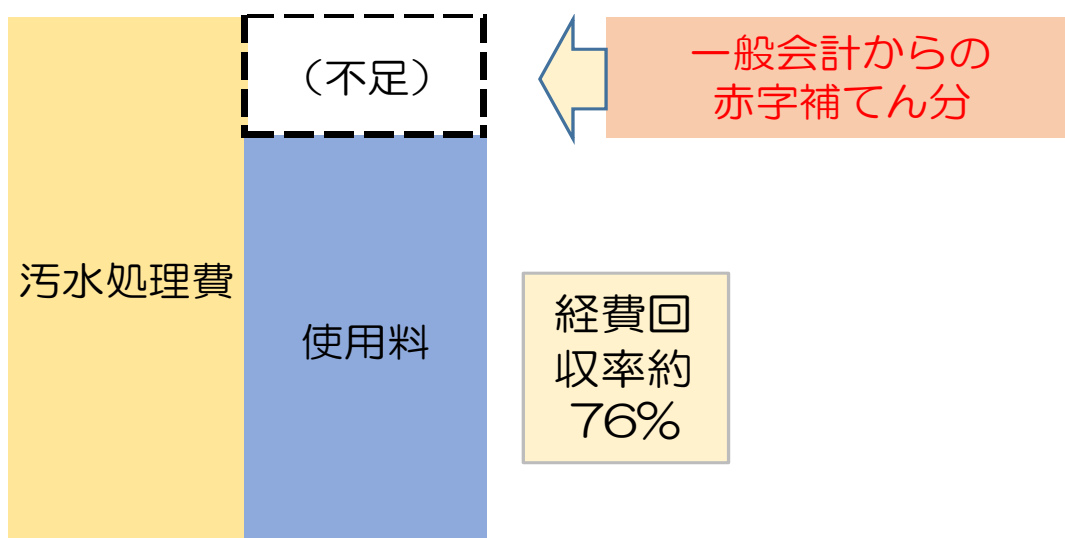
【 汚水処理費 】



* 維持管理経費の内訳：委託料、人件費、工事請負費、修繕費、光熱水費です。

* 汚水処理費の内、約90%が固定費となっています。

【 汚水処理費に対する収入内訳 】



【経費回収率から見た使用料改定額】

〈答申書の内容で改定した場合〉

令和5年度に13.2%、令和7年度に13.2%の改定を想定

	決算額						(単位:円)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
下水道使用料	569,000,000	578,000,000	598,000,000	637,870,000	660,000,000	703,000,000	
汚水処理費	742,000,000	767,000,000	802,000,000	802,000,000	802,000,000	802,000,000	
経費回収率	76.7%	75.4%	74.6%	79.5%	82.3%	87.7%	

〈汚水処理費の増額に合わせて改定した場合〉

令和5年度に23%、令和7年度に23%の改定を想定

	決算額						(単位:円)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
下水道使用料	569,000,000	578,000,000	613,000,000	682,000,000	723,000,000	805,000,000	
汚水処理費	742,000,000	767,000,000	802,000,000	802,000,000	802,000,000	802,000,000	
経費回収率	76.7%	75.4%	76.4%	85.0%	90.1%	100.4%	

* 使用料収入: 令和3年度決算額を基に、毎月の調定額から推計。

改定時期は令和5年度・7年度の10月の実施を想定。

* 汚水処理費: 令和3年度決算額を基に、電気料金等の高騰により「相模川流域下水道事業管理負担金」の増額を見込んでいる。

令和4年度は、約25,000千円(11月分から3月までの5か月分が予算不足見込、5,000千円/月)の増額。

令和5年度以降 約60,000千円(@5,000千円×12月)の処理費増額を想定。

< 一般家庭及び事業者の負担額一覧・2か月分 >

資料 4

排水量に応じて2カ月毎に徴収

(税込み)

			現在		令和5年		令和7年
					23 %		23 %
2 か 月 一 般 家 庭	1～2人 世帯	2.5 m ³	2,593	→	3,190 円	→	3,921 円
				増加額	597 円 (298 円/月)	731 円 (366 円/月)	
	3～4人 世帯	5.0 m ³	5,431	→	6,677 円	→	8,206 円
				増加額	1,246 円 (623 円/月)	1,529 円 (764 円/月)	
2 事 業 者	中口 排水者	500 m ³	85,841	→	105,677 円	→	130,086 円
				増加額	19,836 円 (9,918 円/月)	24,409 円 (12,204 円/月)	
	大口 排水者	1,000 m ³	193,861	→	238,667 円	→	293,546 円
				増加額	44,806 円 (22,403 円/月)	54,879 円 (27,439 円/月)	

()は1か月分の金額

意見書(案)

令和4年 月 日

寒川町下水道運営審議会

令和4年 月 日

寒川町長 木村俊雄 様

寒川町下水道運営審議会
会長 横手 旭

寒川町公共下水道使用料の改定について

令和3年4月15日の答申において、「社会情勢や経済の動向などに配慮したうえで、令和7年度に経費回収率100%を達成することを目標とされたい。使用者への負担緩和からも令和5年度に13.2%、令和7年度に13.2%の段階的な改定を目指すことが適切である。この際、使用者の過負担とならないよう、審議会を開催し十分な検討のうえ、使用料改定に努められたい。」と答申しました件について、当審議会において慎重に審議を行った結果、令和5年度における使用料改定は次のことから、別表のとおりとします。

公共下水道事業において、汚水処理に係る費用は受益者である使用者からの使用料により賄うことが原則とされておりますが、令和3年度における汚水処理費の公共下水道使用料による経費回収率は76.7%に留まり、不足分を一般会計からの繰入金で補っています。一般会計繰入金で補てんすることは、他の町民サービスに必要な財源に影響を及ぼしています。

公共下水道事業については、人口の減少、施設の老朽化に伴う更新・投資の増大など、経営環境は更に厳しくなることが予想され、計画的な事業運営、経営の健全化が急務となっております。

また、原油高及び円安などによる物価の上昇が、社会経済に影響を与えていますが、公共下水道事業の経営環境も同じく厳しさに直面しています。

今後の公共下水道事業を安定的・持続的に行えるよう、当審議会では、令和5年度の使用料改定を審議してきましたが、物価上昇等による汚水処理費の増加は避けられない状況であります。そのため今後の安定的な事業運営を考えるにあたり、令和5年度の使用料改定を別表のとおりとする意見といたします。

なお、今回の下水道使用料改定に対する意見としては上記のとおりですが、審議会における審議経過を踏まえ、次の内容を付すこととしましたので、今後における事業運営にあたり配慮してください。

(1) 公共下水道事業の経営について

公共下水道事業の経営にあたっては、今後一層の経営努力に努め、独立採算の安定的な公共下水道事業の経営に努めてもらいたい。

(2) 公共下水道への接続促進について

公共下水道事業の投資効果をより高めるため、引き続き未接続者に対するホームページ、広報などでの周知、戸別訪問等による接続の推進に努めてもらいたい。

(3) 公共下水道事業の情報共有について

公共下水道使用料改定については、町民の生活に大きな影響を与えることから、改定の趣旨や内容について、効果的な広報活動を行い、町民の理解が得られるよう努めてもらいたい。

(4) 令和7年度の改定について

令和7年度は経費回収率100%を達成するように、社会情勢や経済の動向を踏まえたうえで十分な検討を行い、使用料改定に努められたい。

以上

(別表)

公共下水道使用料設定

(1か月あたり：税抜き)

種別	区分	排水量	現行	改定後
一般汚水	基本料金	8立方メートル以下の分	747円	919円
	従量料金 (1立方メートルにつき)	8立方メートルを超え 20立方メートル以下の分	96円	118円
		20立方メートルを超え 50立方メートル以下の分	114円	140円
		50立方メートルを超え 100立方メートル以下の分	150円	185円
		100立方メートルを超え 200立方メートル以下の分	169円	208円
		200立方メートルを超え 300立方メートル以下の分	186円	229円
		300立方メートルを超え 500立方メートル以下の分	199円	245円
		500立方メートルを超える分	216円	266円
		公衆浴場 汚水	排水量	1立法メートルにつき